

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑥)

政策名(※1)	政策6:地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	分野	地方行財政			
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標【達成すべき目標】	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					
政策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	16,282,317,120	17,276,758,320	16,748,455,598	17,121,248,503
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	16,282,317,120	17,276,758,320		
執行額(千円)	16,282,291,769	17,276,726,863				
政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	財政運営戦略	平成22年6月22日	II. 具体的な取組 3. 中期財政フレーム (2)歳入・歳出両面にわたる取組 ③歳出面での取組 財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(略)交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。			
	東日本大震災からの復興の基本方針	平成23年7月29日	4 あらゆる力を合わせた復興支援 (3)事業規模と財源確保 ⑥地方の復興財源の確保 今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1 一般財源総額 一般財源比率	平成22年度一般財源総額 59兆4,103億円 (水準超経費除き 58兆7,600億円程度) 平成22年度一般財源比率 63.0% 【21年度】 平成23年度一般財源総額 59兆4,990億円 (水準超経費除き 58兆7,790億円) 平成23年度一般財源比率 64.6%	平成24年度一般財源総額(通常収支分) 59兆6,241億円 (水準超経費除き 58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率(通常収支分) 65.3% 【23年度】	安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額について、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。 【23年度】 ※上記の目標設定後、中期財政フレームの改定(平成23年8月12日閣議決定)により、地方の一般財源の総額については、平成23年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた。
	2 地方債依存度	平成23年度地方債依存度 13.9% 【22年度】	平成24年度地方債依存度(通常収支分) 13.6% 【23年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【23年度】
	3 借入金残高	平成23年度末見込み 200.4兆円 【22年度】	平成24年度末見込み 200.5兆円 ・昨年度比0.1兆円の増となったが、その要因である緊急防災・減災事業に係る地方債7,936億円については、地方税の臨時的な税制措置により財源を確保している ・一般財源総額を確保しながら臨時財政対策債の発行を抑制(対前年度比260億円減) ・償還計画に基づき交付税特別会計借入金を1,000億円償還 【23年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【23年度】
	4 地方財政対策の状況	平成23年度財源不足額14兆2,452億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 7兆1,459億円 国の一般会計加算 5兆8,866億円 交付税特別会計の償還先送り 7,593億円 交付税特別会計剰余金 5,000億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,593億円 ・財源対策債の増発 9,400億円 上記の結果、地方交付税を対前年度比4,799億円増確保(17兆3,734億円) 【22年度】	平成24年度財源不足額(通常収支分)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 国の一般会計加算 5兆8,613億円 交付税特別会計剰余金 5,200億円 公庫債権金利変動準備金 3,500億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円 上記の結果、地方交付税を対前年度比811億円増額確保(17兆4,545億円) 【23年度】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足について、適切な補填措置を講ずる。 【23年度】

安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	5 社会保障と税の一体改革の状況	-	<ul style="list-style-type: none"> 「国と地方の協議の場」及び「社会保障・税一体改革分科会」を計7回開催し、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を総合的に整理 消費税率(国・地方)の段階的引上げ <ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月～8%、平成27年10月～10% 引上げ分の消費税収の地方分として、平成26年4月～0.92%分、平成27年10月～1.54%分の安定財源を確保【23年度】 	地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を整理する。その上で、国とともに社会保障制度を支える地方公共団体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。これらの改革に当たっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行う。【23年度】
地域主権型社会の確立に向けた地方債制度の構築を進めること	7 地方債の発行に係る事前届出制の導入	-	<ul style="list-style-type: none"> 地方財政法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第19号)等を制定し、平成24年度から事前届出制を導入した。【23年度】 	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の復旧・復興のため、国費による措置の拡充を図った上でなお生じる地方負担に対して、地方交付税と地方債による財政措置を講ずる。これらに必要な地方の復興財源を確保し、所要の交付税総額の確保を図る。【23年度】
地方財政の健全化を推進すること	8 実質公債費比率等の状況	-	<ul style="list-style-type: none"> ○平成21年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.0% 市町村 11.2% ・将来負担比率 都道府県 229.2% 市町村 92.8% ○平成21年度末における財政健全化団体等の数(平成21年度をもって計画を完了した団体を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 13団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 36団体(46会計) ○平成21年度をもって計画を完了した団体の数 <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 8団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 6団体(7会計) ○平成21年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 4団体(4会計) 【22年度】 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県 13.5% 市町村 10.5% ・将来負担比率 都道府県 220.8% 市町村 79.7% ○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 6団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 32団体(38会計) ○平成22年度をもって計画を完了した団体の数 <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 7団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(10会計) ○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体(2会計) 【23年度】

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について平成23年度と実質的に同水準を確保することを基本として、巨額の財源不足について、適切な補填措置を講じた。その結果、交付税総額を前年度比で増額確保し、一般財源総額についても平成23年度と同水準を確保した。 ・長期債務残高を抑制するため、臨時財政対策債の縮減及び交付税特別会計借入金の計画どおりの償還を行った。 ・東日本大震災の復旧・復興事業については、平成23年度及び平成24年度において所要の震災復興特別交付税を確保した。 ・社会保障と税の一体改革については、「国と地方の協議の場」等で真摯に協議を行い、地方単独事業も含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を行った上で、消費税収による安定財源の確保を図ることとした。 ・地域主権型社会の確立に向けた地方債制度の構築を進めるため、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議を見直し、平成24年度から一定の地方公共団体について、協議制から事前届出制に移行した。 ・地方財政の健全化の推進については、実質公債費率等の平均値や財政健全化団体等の数がおおむね改善された。
目標期間終了時点の総括	引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる等の取組を進める必要がある。また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)の意見を聴いたところである。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度地方財政の状況(地方財政白書) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/24data/index.html ・平成24年度地方財政計画の概要 http://www.soumu.go.jp/main_content/000154527.pdf ・地方財政関係資料 http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html ・地方財政の借入金残高の状況 http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf ・平成24年度地方債計画 http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_24.html ・平成22年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000024.html
---------------------------	---

担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課室	作成責任者名	財政課 梶補佐	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	---------------	--------	---------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
※2 基準(値)又は実績(値)を記載。